

住宅ローン一部繰上返済（規定）

（2022年10月17日現在）

1. お取り扱い対象の住宅ローン

- (1) 自由設計型住宅ローン
- (2) 女性専用「リブレ住宅ローン」
- (3) 移住専用住宅ローン
- (4) セカンドハウスローン

※保証会社保証付の場合、保証会社が、山梨中央保証株式会社または全国保証株式会社以外の場合、お取扱いはできません。

2. お取り扱いできない場合

次のいずれかに該当する場合、本サービスによる住宅ローンの一部繰上返済のお取扱いはできません。

- (1) お借入金額の全額を繰上返済する場合
- (2) 返済方法が、「元利均等返済」または「元金均等返済」以外の場合
- (3) 分割融資期間中の場合
- (4) 元金返済を据置中の場合
- (5) お借入れ後、初回元金返済（半年ごとの増額返済がある場合、お借入れ後1回目の増額月の元金返済）がお済みでない場合
- (6) 一部繰上返済後の住宅ローンの借入残高が100円未満となる場合
- (7) ご返済が遅れている場合

※上記以外でも、お借入内容やご返済状況等によって、お取り扱いできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. 一部繰上返済

本サービスによる一部繰上返済は、期間短縮型（※）のみを対象とし、取り扱うものとします。

※期間短縮型…毎回の返済額を変えずに、一部繰上返済した分だけ借入期間を短縮させるタイプ

4. 一部繰上返済の試算依頼

- (1) 当行からお送りさせていただいた「ご融資明細表」をお手元にご準備ください。
- (2) 試算依頼の申込期限は、次回返済日の10営業日（10営業日には繰上返済予定日を含みません。）前までとなります。
※営業日には、土、日、祝日を含みません。
- (3) 試算依頼は、山梨中銀ダイレクトの「住宅ローン一部繰上返済の試算・申込み」ボタンをクリックし、「住宅ローン一部繰上返済試算依頼」から、お手続きください。
- (4) 繰上返済のご希望金額は、100万円以上となります。
- (5) 繰上返済日は、次回返済日（銀行休業日の場合は翌営業日）となります。次回返済日までの期間が10営業日に満たない場合は、繰上返済日は次々回の返済日となります。
※営業日には、土、日、祝日を含みません。
- (6) 試算依頼の画面で、お客さまにご登録いただく「当初お借入金額」や「当初お借入れ日」等の「お申込情報」は、「ご融資明細表」により、ご確認ください。なお、「ご融資明細表」を紛失された場合等は、お取扱店にご相談ください。
- (7) 試算依頼を正常に受領した場合、「住宅ローン一部繰上返済試算依頼受付完了のお知らせ」（電子メール）がお届けのメールアドレスあてに送信されます。また、試算依頼の内容については、「ご依頼内容の照会・取消（住宅ローン一部繰上返済）」から確認することが可能です。
- (8) 一部繰上返済の正式申込前であれば、再度の試算依頼申込は可能です。ただし、前回の試算は取消となります。

5. 一部繰上返済の正式申込

- (1) 正式申込は、山梨中銀ダイレクトの「住宅ローン一部繰上返済の試算・申込み」ボタンをクリックし、「住宅ローン一部繰上返済正式申込」から、お手続きください。
- (2) 正式申込の受付期限は、繰上返済日（予定日）の5営業日（5営業日には繰上返済予定日を含みません。）前までとなります。
※営業日には、土、日、祝日を含みません。
- (3) 一部繰上返済は、試算結果に基づき行われます。そのため、実際の引落し金額等を試算結果により、十分にご確認のうえ、正式申込を行ってください。
- (4) 正式申込を正常に受領した場合、「住宅ローン一部繰上返済正式申込受付完了のお知らせ」（電子メール）がお届けのメールアドレスあてに送信されます。また、正式申込の内容については、「ご依頼内容の照会・取消（住宅ローン一部繰上返済）」から確認することが可能です。

6. 正式申込後のお取り扱い・留意事項

- (1) 繰上返済日の前日までに、一部繰上返済に必要な資金（繰上返済所要金額）をローン契約書の借入要項に定める住宅ローンの返済用預金口座へご入金ください。本サービスによる一部繰上返済については、ローン契約書の借入要項に定める住宅ローンの返済用預金口座以外の預金口座からの弁済はできません。なお、繰上返済日当日の毎回分（増額返済月の場合は増額返済分を含みます。）の元金返済額は、繰上返済所要金額に含まれておりませんので、別途、ローン契約書の借入要項に定める返済用預金口座へご入金をお願いいたします。

- (2) 当行は、繰上返済日当日に当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳および同払戻請求書なしで一部繰上返済に必要な資金を引落しのうえ、元利金の返済に充当します。
- (3) 一部繰上返済後の「ご融資明細表」は、後日、お客さま（借主）のお届住所あてに郵送されます。
- (4) 一部繰上返済について、計算書は発行されませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 正式申込後から繰上返済日までに、別途店頭等で一部繰上返済や金利変更、他の借入条件の変更等のお手続きをされた場合には、正式申込は取消となりますので、ご注意ください。
- (6) 正式申込の手続き後、一部繰上返済の取消や変更は、当行所定の時間を経過すると、一切できませんので、あらかじめご了承ください。
- (7) お申込内容の確認のため、お客さまが当行にお届けになられた電話番号またはメールアドレスに、当行から連絡する場合がございますが、その場合は、速やかなご回答をお願いいたします。
- (8) 一部繰上返済に伴い保証料の返戻が生じる場合は、後日、住宅ローンの返済用預金口座に返戻保証料が入金されます。返戻保証料額については、後日、山梨中央保証株式会社または全国保証株式会社から送付される「計算書」により、ご確認ください。

7. 変更契約

- (1) 本サービスによる一部繰上返済にあたっては、当行から借り入れた住宅ローン（本サービスの対象する住宅ローン）の借入条件について、「ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）」（これに付帯する変更契約証書や特約書等がある場合は、これらを含みます。以下、総称して「原契約証書」といいます。）の定めに関わらず、お客さまが本サービスで手続き（または指定）した内容および当行の承認に基づき、契約内容の変更手続きを行います。
- (2) 本サービスで一部繰上返済を申込みされた場合、別途、変更契約の締結は行いませんので、変更に関する契約内容については、山梨中銀ダイレクトの「ご依頼内容の照会（住宅ローン一部繰上返済正式申込）」画面によりご確認ください。なお、お申込内容については、当行がその内容を確認した時点で、確定したものとし、次回返済日に所定の手続きを行うことにより、契約内容の変更があったものとします。
- (3) 連帯債務、連帯保証によりご契約されている場合、あらかじめ連帯債務者・連帯保証人全員の同意があるものとして、本サービスによる手続きを行います。
- (4) 固定金利特約期間中に一部繰上返済を行い、変更後の最終回返済日が固定金利適用の特約期間内となる場合は、当該返済日が固定金利特約期間の最終日（期限）となります。
- (5) 一部繰上返済（変更）後の「お借入残高」、「ご返済額」、「ご返済回数」および「最終回返済日」については、後日、当行からお送りする「ご融資明細表」によりご確認ください。

8. その他

- (1) 本規定に定めがない事項については、ローン契約書、山梨中銀ダイレクト<インターネットバンキング>ご利用規定、その他の関連規定が適用されます。
- (2) 本規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

個人情報の利用目的について

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、お客さまの個人情報を、以下の業務および利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

なお、お客さまの個人番号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）により利用できる事務が限定されており、当行では法令にしたがい利用目的を個別に定めています。

1. 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2) 投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他、銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後、取扱いが認められる業務を含みます）

2. 利用目的

(1) 個人情報（個人番号を除きます）の利用目的

当行および当行のグループ会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的で個人情報を利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ お客さまの金融商品に関する知識や経験の程度、投資目的、資産の状況などに照らして、適切な金融商品やサービスのご提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合や債権譲渡（債権移転を含む）に際して個人情報を譲受人（移転先を含む）に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

- ⑨ 市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ⑬ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
-
- 銀行法施行規則第13条の6の6に基づき、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - 銀行法施行規則第13条の6の7に基づき、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

反社会的勢力の排除

本サービスによる住宅ローンの一部繰上返済に際し、株式会社山梨中央銀行（以下「銀行」といいます。）との間で締結したローン契約（その後の変更契約等も含みます。以下、「原契約」といいます。）に関して、以下の規定が適用されることを確認（確約）いたします。

1. 借主および連帯保証人は、借主または連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の（1）から（5）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主および連帯保証人は、借主または連帯保証人が、自らまたは第三者を利用して次の（1）から（5）の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 借主および連帯保証人が、暴力団員等もしくは上記1.の（1）から（5）のいずれかに該当し、もしくは上記2.の（1）から（5）のいずれかに該当する行為をし、または上記1.の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行から借主（連帯債務の場合は、借主のいずれか一人）に対する請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。